

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト
 技術的能力 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.5.0)	とりまとめた資料-5	記載の適正化 (旧) 可搬型温度計測装置 (新) 可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.5.0)	とりまとめた資料-6	原子炉格納容器内へのスプレイ停止条件について、美浜3号炉の記載を踏まえた記載表現の適正化 (下線部参照) (旧) 「・・・格納容器内への注水量を把握し、炉心発熱有効長上端位置から0.5m下まで注水されたことを格納容器水位等により確認すれば、原子炉格納容器内へのスプレイを停止する。」 (新) 「・・・原子炉格納容器内への注水量を把握し、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さまで注水されたことを格納容器水位等により確認すれば、原子炉格納容器内へのスプレイを停止する。」 相違理由を以下の記載とした。 ・記載表現の相違 (例：比較表p 1.7-23) ・大飯3/4号炉は、原子炉格納容器内への注水量上限について、格納容器内自然対流冷却を成立させ、格納容器圧力計を水没させずに残存溶融炉心の冷却ができる原子炉格納容器内の水位を注水量の上限に設定している。 ・泊3号炉は、原子炉格納容器内への注水量上限について、格納容器内自然対流冷却を成立させ、一部の格納容器圧力計の水没を考慮しても残存溶融炉心の冷却ができる原子炉格納容器内の水位を注水量の上限に設定している (川内1/2号炉、高浜3/4号炉、美浜3号炉及び伊方3号炉と同様)。 ・泊3号炉の記載表現は、一部の格納容器圧力計の水没を考慮しているプラントのうち、美浜3号炉の記載と同様 (美浜3号炉の設備名称は「格納容器循環冷暖房ユニット」)。 ・格納容器内自然対流冷却を成立させ、残存溶融炉心の冷却ができる水位を原子炉格納容器内への注水量上限に設定しているのは大飯3/4号と同様。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.5.0)	1.7-23	原子炉格納容器内へのスプレイ停止条件について、美浜3号炉の記載を踏まえた記載表現の適正化（下線部参照） (旧) <u>「炉心発熱有効長上端位置から0.5m下まで注水されたことを格納容器水位等により確認すれば」</u> (新) <u>「格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さまで注水されたことを格納容器水位等により確認すれば」</u> 以降、関連する図表も含めて同様の修正を実施	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.5.0)	1.7-23	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.5.0)	1.7-3	記載充実化（泊と同様のプラントを追記） (旧) 【大飯】記載箇所の相違 ・大飯は評価対象の作業が技術的能力1.6で整備する屋外作業のため、泊と同様の添付資料を技術的能力1.6に整理している。大飯の当該資料との内容の比較は泊の添付資料1.7.7の比較表で行う。 (新) 【大飯】記載箇所の相違 ・大飯は評価対象の作業が技術的能力1.6で整備する屋外作業のため、泊と同様の添付資料を技術的能力1.6に整理している。大飯の当該資料との内容の比較は泊の添付資料1.7.7の比較表で行う。 <u>(川内1/2号炉、玄海3/4号炉及び伊方3号炉も技術的能力1.7まとめ資料に作業員の被ばく評価等に関する資料を添付している)</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.5.0)	1.7-8	記載の適正化（記載表現の統一） ・対応手段の概要の記載箇所を技術記的能力1.6と整合 （i. 項の下の記載内容を(a)項の下に移動した。内容変更なし） (旧) (a) 格納容器スプレイ i. 格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ <u>炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、格納容器スプレイにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手段がある。</u> 格納容器スプレイで使用する設備は以下のとおり。 (新) (a) 格納容器スプレイ <u>炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、格納容器スプレイにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手段がある。</u> i. 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ <u>格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ</u> で使用する設備は以下のとおり。	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.5.0)	1.7-6	同上 上記修正にあわせて、大飯/4号炉との相違理由を追記。	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.5.0)	1.7-9	記載の適正化（記載表現の統一） ・対応手段の概要の記載箇所を技術記的能力1.6と整合 (旧) (b) 格納容器内自然対流冷却 i. C, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 <u>炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手段がある。</u> 格納容器内自然対流冷却で使用する設備は以下のとおり。 (新) (b) 格納容器内自然対流冷却 <u>炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手段がある。</u> i. C, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 <u>C, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</u> で使用する設備は以下のとおり。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r. 5. 0)	1. 7-6, 7	同上 上記修正にあわせて大飯/4号炉との相違理由を追記。	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r. 5. 0)	1. 7-10	記載の適正化 (記載表現の統一) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器へのスプレイ (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r. 5. 0)	1. 7-8	同上	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r. 5. 0)	1. 7-10	記載の適正化 (旧) 可搬型温度計測装置 (新) 可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度) 以降、関連する図表も含めて同様の修正を実施	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r. 5. 0)	1. 7-7	同上	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r. 5. 0)	1. 7-13, 19	記載の適正化 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイで使用する設備に以下の設備を追記 ・給水処理設備 配管・弁	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r. 5. 0)	1. 7-10, 16	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.5.0)	1.7-15, 30, 33	可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ手段の作業時間の（操作の成立性等）について、以下のとおり修正した。 (旧) 海水：320分、代替給水ピット：260分、原水槽：295分 (新) 海水：335分、代替給水ピット：275分、原水槽：310分 以降、同様に修正を実施	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.5.0)	1.7-12, 36, 37	同上	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.5.0)	1.7-27、40	記載の適正化（記載表現の統一） (旧) 「・・・代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、・・・」 (新) 「・・・ <u>原子炉格納容器内へのスプレイ</u> が必要と判断すれば、・・・」	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.5.0)	1.7-29, 52	同上	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.5.0)	1.7-35	記載の適正化（大飯審査実績反映）（下線部参照） (旧) 炉心損傷を判断した場合※1において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失している場合に、原子炉補機冷却機能が喪失し、原子炉補機冷却水の通水を、原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合。 (新) 炉心損傷を判断した場合※1において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失している場合に、原子炉補機冷却機能が喪失し、原子炉補機冷却水の通水を、原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合。	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.5.0)	1.7-48	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.5.0)	1.7-38	誤記訂正 要員数 (タイムチャートとの整合) (旧) 運転員 (中央制御室) 1名, 運転員 (現場) 2名及び災害対策要員3名 (新) 運転員 (中央制御室) 1名, 運転員 (現場) 2名及び災害対策要員6名	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.5.0)	1.7-51	同上	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.5.0)	1.7-45	記載の適正化 (記載表現の統一) (旧) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、ディーゼル駆動消火ポンプによる代替格納容器スプレイができない場合、可搬型大型送水ポンプ車により代替給水ピットから原子炉格納容器内にスプレイする。 (新) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、ディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイができない場合、可搬型大型送水ポンプ車により代替給水ピットから原子炉格納容器内にスプレイする。	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.5.0)	1.7-56	同上	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.5.0)	1.7-46	記載の適正化 (記載表現の統一) (旧) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、ディーゼル駆動消火ポンプによる代替格納容器スプレイができない場合、可搬型大型送水ポンプ車により原水槽から原子炉格納容器内にスプレイする。 (新) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、ディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイができない場合、可搬型大型送水ポンプ車により原水槽から原子炉格納容器内にスプレイする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r. 5. 0)	1.7-57	同上	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r. 5. 0)	1.7-52	相違理由欄 記載の適正化(系統, 系の使い分け) 相違理由欄で「系統」を使用していた箇所を「系」に修正した。(有効性評価の記載と整合) (旧) 「原子炉補機冷却水系統への通水確保(海水)」 (新) 「原子炉補機冷却水系への通水確保(海水)」	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r. 5. 0)	1.7-51~54	第1.7.1表(1/4~4/4)の誤記適正(下線部参照) (旧) 対応設備 (新) 対応設備	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r. 5. 0)	1.7-63~66	同上	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r. 5. 0)	1.7-51	第1.7.1表(1/4)の対応手段名称2件を適正化(下線部参照) (旧) 格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ (新) 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器へのスプレイ (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r. 5. 0)	1.7-63	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.5.0)	1.7-65	第1.7.3表 給電対象設備 記載の適正化 代替格納容器スプレイポンプの給電元母線の記載適正化 (下線部参照) (旧) <u>6-A非常用高圧母線, 6-B非常用高圧母線</u> (新) <u>代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</u> 計装用電源の給電元設備の記載適正化 (下線部参照) 【設備】 (旧) 常設代替交流電源設備, 非常用交流電源設備, 非常用直流電源設備 (新) 常設代替交流電源設備, 非常用交流電源設備, <u>所内常設蓄電式直流電源設備</u>	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.5.0)	1.7-74	同上	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.5.0)	1.7-67	概要図 (第1.7.2図) の適正化 原子炉補機冷却水モニタよりC, D-原子炉補機冷却水ポンプへ戻る流路を矢印にて表記していたが, 矢印から実線に修正した。	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.5.0)	1.7-80	同上	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.5.0)	1.7-67, 69	概要図 (第1.7.2図, 第1.7.4図 (1/2)) の誤記訂正 (下線部参照) (旧) <u>原子炉補機冷却水冷却水モニタ</u> (新) <u>原子炉補機冷却水モニタ</u>	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.5.0)	1.7-80, 84	同上	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.5.0)	1.7-70	概要図 (第1.7.4図 (2/2)) 操作対象機器の記載適正化 (下線部参照) 【修正例】 (旧) <u>3-B-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁</u> (新) <u>B-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r. 5. 0)	1.7-85	同上	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r. 5. 0)	1.7-71	タイムチャート(第1.7.5図)の記載の適正化 運転員(現場)B, Cの操作手順において、「移動, 系統構成」の時間バー記載位置を「通水操作」に繋がるように修正した。	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r. 5. 0)	1.7-86	同上	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r. 5. 0)	1.7-77, 79	重大事故等時の対応手段選定フローチャート(第1.7.7図(2/4)(4/4)) 海水及び淡水による燃料取替用水ピット及び補助給水ピットへの補給の優先順位見直しに伴い, フローチャートの記載を見直した。	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r. 5. 0)	1.7-101, 103	同上	